

労政ちば

No.591
Summer
25th.Jun.2024



千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
☎043-223-2767

CONTENTS

- ・リカレント・スキルアップなどのための「学びの総合窓口」を開設！ …… 1
- ・フリーランスの取引に関する新しい法律が 11月にスタート！ …… 2
- ・建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、すべての皆さまへのお願いです …… 4
- ・賃金引き上げ特設ページを開設！ …… 5
- ・事業主のみなさま、労働保険料の申告・納付はお早めに …… 6
- ・労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます …… 7
- ・令和6年度 全国安全週間について …… 7
- ・STOP！熱中症クールワークキャンペーン
— 熱中症予防対策の徹底を図ろう — …… 8
- ・リカレント講座（社会人のための学び直しセミナー2024） …… 9
- ・中小企業向け 働き方改革セミナー動画を配信します！ …… 10
- ・ちば企業人スキルアップセミナー …… 11
- ・ちば地域若者サポートステーション（ちばサポステ）のご案内 …… 11
- ・精神障害者等職場内サポーター養成研修 …… 12
- ・「生産性向上人材育成支援センター」のご案内 …… 13
- ・各種訓練のご案内（7月以降開催予定コース） …… 13
- ・労働者の皆様へ
職場での労働条件をめぐるトラブル、ぜひご相談ください …… 14
- ・千葉県内中小企業の働き方改革を応援します！ …… 15
- ・千葉県労働相談センター …… 15
- ・千葉県外国人材活用支援事業のご案内 …… 16
- ・千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内
～経営課題を解決する専門人材の確保を支援します～ …… 17
- ・1年生会員 127人に聞いた
あなたのシニアライフは充実していますか？ …… 18
- ・「ちば仕事体験ツアー」のご案内 …… 20
- ・千葉県介護業務効率アップセンターのご案内 …… 20

TOPICS

リカレント・スキルアップなどのための「学びの総合窓口」を開設！



生涯にわたり必要な知識を学び直す、「リカレント教育」の推進として、新たにキャリアコンサルタント等の専門家による個別相談などを通じて、自身のキャリアを見つめ直し、スキルアップ等につなげる支援を行う、「学びの総合窓口」を、5月26日(日)に開設しました！「オンライン キャリア相談」の参加者を募集中です！！

【対象】学び直しをしたい方、キャリアにつながる学びを始めたい方、

今後のキャリアに漠然とした不安のある方 など

【内容】オンライン キャリア相談

相談方法：オンライン（Zoom 使用）、事前予約制（24 時間受付）

相談時間：午前10時～正午、午後1時～9時（1 回あたり 1 時間程度）

相談費用：無料



電話・対面での相談は
こちら！

千葉県生涯学習センター・芸術文化センター
さわやかちば県民プラザ
柏市柏の葉 4-3-1 1 階 情報提供エリア内
Tel : 04-7140-8616 Mail : manabi_sougou@pref.chiba.lg.jp

生涯学習
相談

地域活動に繋がる
学びの相談 ※

※これまでと同様に、趣味、教養、社会貢献等の学びについても受け付けています。

※相談の予約方法等の詳細は、下記「二次元コード」の公式 LINE よりご確認ください。

【お問い合わせ先】

学びの総合窓口（さわやかちば県民プラザ）

電話：04-7140-8616 Mail：manabi_sougou@pref.chiba.lg.jp

ホームページ：https://business.mynavi-suki-iki.jp/lp/chiba-manabi_r6



フリーランスの取引に関する 新しい法律が 11 月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024 年 11 月 1 日に施行されます

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備 を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



この法律の対象外

消費者が家族写真の撮影を委託（事業者ではなく消費者からの委託）



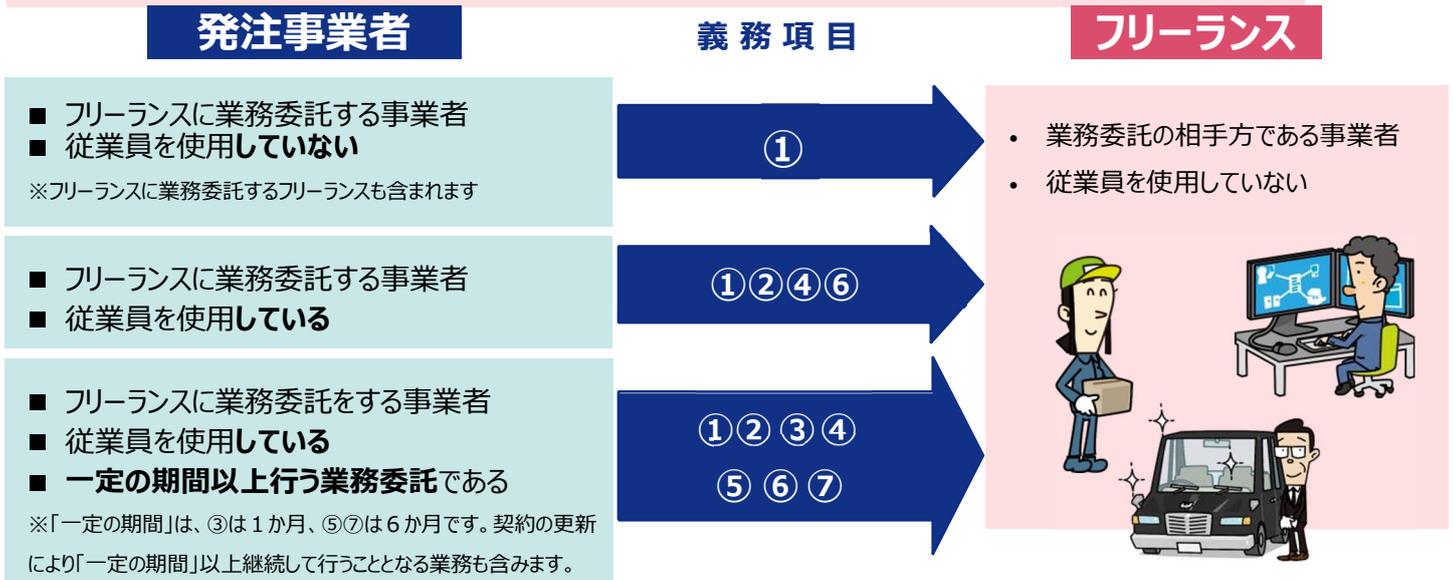
自作の写真集をネットで販売（売買であって委託ではない）



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて 60 日以内 のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、 1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ● 受領拒否 ● 報酬の減額 ● 返品 ● 買ったたき ● 購入・利用強制 ● 不当な経済上の利益の提供要請 ● 不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、●虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと、●内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ●「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ●「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮ができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ●原則として 30 日前までに予告しなければならないこと ●予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

■ 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

■ 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】（項目④～⑦）
 千葉労働局 雇用環境・均等室 電話：043-306-1860
 ホームページ：
https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/freelancegaiyou_00001

公正取引委員会



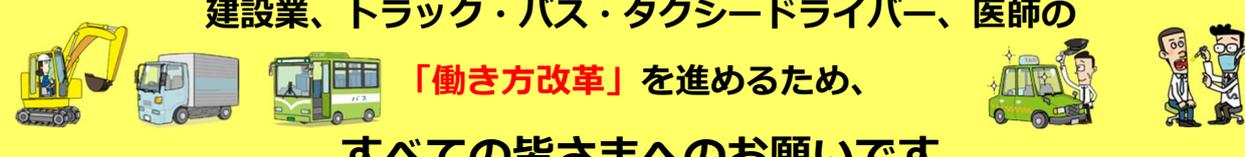
中小企業庁



厚生労働省



建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の
「働き方改革」を進めるため、
すべての皆さまへのお願いです



2024年4月から、建設業で働く方、トラック・バス・タクシードライバー、医師についても、時間外労働の上限規制が適用されました。建設業・運輸業は、インフラを守り、物流・生活交通を支えるために、国民生活になくてはならない存在ですが、他の業種に比べ残業が多い実態にあります。また、日本の医療は、勤務医の長時間労働により支えられてきました。

働く方の健康を守り、「働き方改革」を進めるため、すべての皆さまに、以下の内容について、ご協力・ご配慮くださいますようお願いいたします。

建設業 著しく短い工期が設定されると、長時間労働の原因となり、休暇が取りづらくなります。工事を発注・受注するに当たっては、働く方の休日数も考慮した工期の設定をお願いします。

トラック トラックドライバーは、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担になることもあり、運送事業者と発着荷主が協力して荷待ち時間の削減に取り組むとともに、置き配の利用や再配達依頼を控えるなどの配慮をお願いします。

バス・タクシー バス・タクシーのドライバーは、他の産業と比べると、労働時間が長い状況にあります。貸し切りバスや送迎バスなどを依頼するときには、行程やダイヤについてよく話し合うようお願いします。

医師 医師の長時間労働の改善に向けて、患者さんやご家族のみなさまには、診療時間内の受診や“いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解をお願いします。

特設サイト「はたらきかたススめ」の紹介



○国民の皆様に向けて、働き方改革コンダクター・小芝風花さんが出演する働き方改革PR動画等を公開中！



<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/index.html>

4月から上限規制の適用が開始された業種の事業主向けに「働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）」が新設されました！（二次元コードは厚労省HP内の当該助成金の案内へリンク）

<p>建設業</p>	<p>運送業</p>	<p>病院等</p>
-------------------	-------------------	-------------------



https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/roudoujouken_joseikin.html

【お問い合わせ先】千葉県労働局労働基準部監督課 電話：043-221-2304

賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げ特設ページを開設！

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,805.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



事業主のみなさま、労働保険料の申告・納付はお早めに

《申告期間 令和6年6月3日（月）～令和6年7月10日（水）》

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料に係る年度更新の申告・納付を、令和6年6月3日（月）から令和6年7月10日（水）までをお願いします。

労働保険料の年度更新は、昨年申告いただいた概算保険料を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの労働者及び被保険者の賃金総額に基づいて確定保険料として算出のうえ精算し、併せて令和6年4月1日から令和7年3月31日までの見込みの労働保険料を概算保険料として申告・納付いただくものです。



安心して働きたい！

令和6年度 申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.3月～7.10水

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

【提出先について】

①窓口で申告書を提出される事業主の方

⇒千葉労働局労働保険徴収課または各労働基準監督署

②郵送で申告書を提出される事業主の方

⇒千葉労働局労働保険徴収課あてに郵送してください。なお、返信物がある場合、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

③金融機関で申告書を提出される事業主の方（現金納付を伴う場合のみ可能）

⇒記入済の年度更新申告書と納付書を切り離さずに提出してください。

④口座振替を利用されている事業主の方（金融機関への申告書の提出は不可）

⇒千葉労働局労働保険徴収課もしくは管轄の労働基準監督署へ持参または郵送してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ先】

千葉労働局総務部労働保険徴収課

電話：043-221-4317

ホームページ：https://jsite.mhlw.go.jp/chibaroudoukyoku/news_topics/r6_nendokoushin_00003.html

詳細は千葉労働局ホームページ「令和6年度労働保険年度更新について」をご確認ください。



労働安全衛生関係の一部の手續の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手續について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要



ぜひ電子申請をご利用ください！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsui/te/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/den/shishinsei.html

【お問い合わせ先】 千葉労働局労働基準部健康安全課 電話：043-221-4312

令和6年度 全国安全週間について

【本週間 7月1日～7日 準備期間 6月1日～30日】

スローガン **危険に気づくあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全**

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和3年に第1回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年で第97回を迎えます。

実施者たる事業主の実施事項（主なもの）

詳細な「実施事項」については千葉労働局や中央労働災害防協会のホームページでご確認ください。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
 - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥ 「安全の日」の設定のほか、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進として、安全衛生管理体制の確立、安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施、自主的な安全衛生活動の促進、リスクアセスメントの実施
 - ② 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策、陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業などそれぞれの特性に応じた労働災害防止対策の実施
 - ③ 業種横断的な労働災害防止対策として、転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づいた高齢労働者に対する労働災害防止対策、外国人労働者等に対する労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）、請負業者等他者に作業を行わせる場合の対策等の実施

【お問い合わせ先】 千葉労働局労働基準部健康安全課 電話：043-221-4312

STOP! 熱中症

令和6年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約 **20人** が亡くなり、約 **800人** が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



●実施期間：令和6年5月1日～9月30日（準備期間4月、重点取組期間7月・8月）

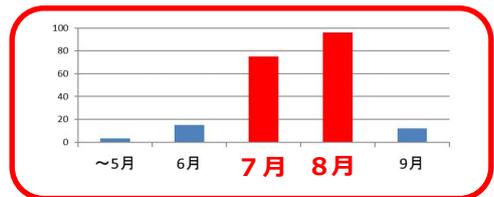


キャンペーン実施要綱

確実に実施できているかを確認し、
 にチェックを入れましょう!



環境省 熱中症
予防情報サイト



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
- 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて休憩場所の整備等の対策を徹底

WBGT値、確認ヨシ!



チューイーカンジ
労働災害防止キャラクター

重点取組期間（7月・8月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは躊躇することなく救急隊を要請**



【お問い合わせ先】 千葉労働局労働基準部健康安全課 電話：043-221-4312

リカレント講座（社会人のための学び直しセミナー2024）

産業界で求められる人材像やスキル等の概観を学ぶとともに、学び直しの動機付けとなる講座「社会人のための学び直しセミナー2024」を開催します。

1 対象

学び直しをしたい方、キャリアにつながる学びを始めたい方、今後のキャリアに漠然とした不安のある方 など

2 講座（セミナー）概要

回数	日時（開催方法）	講座内容・テーマ
1	令和6年7月17日(水) 午後7時～午後8時 (オンライン)	【テーマ：伝え方×ビジネス】 講師：フリーアナウンサー 河田 京子 氏
2	令和6年8月8日(木) 午後7時～午後8時 (オンライン)	【テーマ：生成AI×リカレント教育】 講師：(一社)生成AI活用普及協会 事務局次長 小村 亮 氏
3	令和6年8月28日(水) 午後1時～午後2時 (オンライン)	【テーマ：ウェルビーイング×対話】 講師：(株)KURUMAZA 代表 原 わか奈 氏
4	令和6年9月12日(木) 午後7時～午後8時 (オンライン)	【テーマ：農業×ICT】 講師：(株)NTTアグリテクノロジー代表取締役社長 酒井 大雅 氏
5	令和6年9月18日(水) 午後7時～午後8時 (オンライン)	【テーマ：ワーケーション×複業】 講師：ライフキャリア・シナジーLab 代表 小山 佐知子 氏

※講座の予約方法等の詳細は、下記「二次元コード」の公式LINEよりご確認ください。



【お問い合わせ先】

学びの総合窓口（さわやかちば県民プラザ）

電話：04-7140-8616 Mail：manabi_sougou@pref.chiba.lg.jp

ホームページ：https://business.mynavi-suki-iki.jp/lp/chiba-manabi_r6

中小企業向け 働き方改革セミナー動画を配信します！

千葉県では、県内中小企業の皆様に、働き方改革やテレワークの導入・定着等に向けて積極的に取り組んでいただけるよう、経営者や人事労務担当者の方などを対象に各種セミナー動画を配信します。

■内容等

	テーマ	講師	配信開始日
基本セミナー	働き方改革推進支援講座		
	賃金引上げと労働生産性向上の関わり ～継続的な賃上げに向けて～	法政大学大学院 教授 山田 久氏	6月20日(木)
	中小企業の人材育成と生産性向上の相乗効果 ～従業員のマインド向上効果を紐解く～	学習院大学 教授 滝澤 美帆氏	7月3日(水)
	人手不足ならば採用戦略を見直そう ～最新の採用方法と多様な人材活用術～	佳子社労士事務所所長 宮沢 佳子氏	7月24日(水)
	テレワーク推進人材育成講座		
	今だからこそ働き方を見直そう ～中小企業の人材確保と生産性向上に向けて～	一般社団法人日本テレワーク協会 事務局長 村田 瑞枝氏	6月27日(木)
	スムーズなテレワーク導入の秘訣と課題解決策	村田 瑞枝氏	7月11日(木)
	業務の生産性向上に役立つ ICT ツールの導入 及び活用方法	総務省 テレワークマネージャー 大杉 明氏	7月25日(木)
	テレワークにおける労務管理の考え方 ～労務管理で気を付けるポイント～	社会保険労務士法人 NSR ワーク・エンゲージメント推進室 CWO 社会保険労務士 武田かおり氏	8月8日(木)
	テレワーク環境下での人材育成と人事評価 ～コミュニケーション術のポイントとは～	社会保険労務士 武田かおり氏	8月22日(木)
個別テーマセミナー	働き方改革に活用できる補助金・助成金 ～2024年補助金・助成金の最新情報～	京葉中小企業労務協会会長 特定社会保険労務士 石倉 雅恵氏 株式会社3R マネジメント 代表取締役 中小企業診断士 渡邊 賢司氏	6月25日(火)
	カスタマーハラスメント対策 ～カスハラ判断基準とは？ 従業員を守るためにできること～	公益社団法人消費者関連専門家会議 専務理事 齊木 茂人氏	【対面セミナー・個別相談会】 日時 7月10日(水) 13:30～15:00 場所 千葉市生涯学習センター 大研修室(3階) 定員 対面 40名 個別相談会 先着 5社 【動画配信】 7月24日(水)

■申込期間：動画配信 令和7年3月27日(木)まで
対面セミナー・個別相談会 令和6年7月5日(金)まで

■申込方法：ホームページ掲載の申込フォームから申込みください。

※参加希望回ごとにそれぞれ登録が必要です。

<https://chiba-hatarakikata.com/seminar/>

千葉県 令和6年度働き方改革

検索



【お問い合わせ先】

多様な働き方推進事業事務局 (株式会社パソナ内)

電話：043-238-9865 Mail：chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

ちば企業人スキルアップセミナー

ちばテク（千葉県立テクノスクール※）では、職業に必要な技能や知識を習得しようとする方を対象に、能力向上などを短期間で目指す「ちば企業人スキルアップセミナー」を開催しています。7・8月にお申込みいただけるセミナーは下記のとおりです。皆様のお申し込みをお待ちしております。

※令和6年4月1日から校名が「千葉県立高等技術専門校」から「千葉県立テクノスクール」に変わりました。

コース名	実施日程	募集期間	定員	実施校
Access+SQL 入門	8/1(木)・2(金)	5/31(金)～7/1(月)	10	船橋
Web デザイン基礎	8/1(木)・2(金)	5/31(金)～7/1(月)	10	東金
Excel (マクロ/VBA) プログラミング基礎	8/5(月)・6(火)	6/5(水)～7/5(金)	10	船橋
造園のための Jw_cad 基礎	9/12(木)・13(金)	7/12(金)～8/9(金)	6	我孫子
第二種電気工事士（下期）筆記試験対策	10/1(火)・8(火)・15(火)・22(火)	8/1(木)～8/30(金)	15	市原
第二種電気工事士（下期）筆記試験対策	10/2(水)・9(水)・16(水)	8/2(金)～9/2(月)	15	船橋
SOLIDWORKS の基礎（操作編）	10/15(火)・16(水)	8/15(木)～9/13(金)	5	我孫子
Python によるデータ収集の基礎	10/22(火)・29(火)	8/22(木)～9/20(金)	10	船橋

【お問い合わせ先】

千葉県商工労働部産業人材課 職業能力開発班

電話：043-223-2754

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/kunren/skillup/>



お申し込みは、電子申請が便利です。

ちば地域若者サポートステーション （ちばサポステ）のご案内

ちば地域若者サポートステーション（通称サポステ）では、働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの方とご家族にじっくりと向き合い、専門的な相談やさまざまな支援プログラムを通じて、就労に向けた支援を行っています。お気軽にご相談ください！

主なサポート内容

- 個別相談（電話・メール可） ○しごと体験 ○履歴書の書き方や面接練習
- 各種セミナー（例：ビジネスマナーセミナー、PCセミナー、心の健康セミナー）※スケジュールは下記 HP よりご確認ください。
- 定着支援（就職後のフォローやキャリアアップのサポート）

◆出張相談会

【ハローワークちば駅前プラザ】

7/4（木）、7/18（木）、8/1（木）、8/22（木）、9/5（木）、9/19（木）

【八千代市役所】

7/12（金）、7/25（木）、8/9（金）、8/22（木）、9/13（金）、9/26（木）

【四街道市総合福祉センター】

7/11（木）、7/26（金）、8/8（木）、8/30（金）、9/12（木）、9/27（金）

◆家族セミナー（就労していない方がいるご家族対象）7/20（土）、8/17（土）、9/21（土）

【お問い合わせ先】ちば地域若者サポートステーション（千葉市美浜区幕張西4-1-10 ちば仕事プラザ内）

開館時間：火曜日～土曜日 9:00-16:00（年末年始を除く）

電話：043-351-5531 ホームページ：<https://www.chibasaposute.com/>



ちばサポステ

検索

精神障害者等職場内サポーター養成研修

精神障害の理解を深め、職場内のコミュニケーションをスムーズに！

近年、精神障害のある人の求職件数は増加しており、企業での雇用も徐々に増えてきています。しかし、一緒に働く上で、精神障害とはどんな障害か、どのようにコミュニケーションをとったらいいか、どのような点に配慮すればよいかなど、わからないことも多いという企業の声もあります。千葉県では、精神障害等がある人を雇用している（雇用を検討している）企業等の皆さまを対象に、障害特性や必要な配慮、企業や障害のある人をサポートする支援機関の活用方法などについて学ぶとともに、共に働く上で、理解者となってサポートをしていただくための研修を実施しています。企業担当者間のネットワークづくりの機会でもありますので、ぜひご参加ください。なお、日程につきましては下記ホームページにて随時公開していく予定です。

【研修内容】1 日目：オリエンテーション

障害者雇用のこれまでと今後について
障害者権利条約と障害者差別解消法
支援機関との連携について

2 日目：精神障害の理解

働く当事者からのメッセージ
グループワーク（他事業所との意見交換）

<詳細>

【精神障害者等職場内サポーター養成研修】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/ouen/jigyounushi/supporter.html>



【開催日程】2 日間（金曜日午後、土曜日）

- ※ 8 月、9 月、10 月、11 月、1 月、2 月、3 月開催予定
- ※ 9 月及び 3 月は、既参加者を対象とした 1 日みのフォローアップ研修
- ※ 1 月は、養成研修受講終了者を対象とした意見交換会

【会場】千葉市内又は船橋市内（フォローアップ研修は ZOOM 使用）

【対象】精神障害等がある人を雇用している（雇用を検討している）企業の担当者
企業支援を行う支援機関

【参加費用】無料

【お問い合わせ先】

千葉障害者就業支援キャリアセンター

電話：043-204-2385 FAX：043-246-7911

※障害者雇用に関する相談も随時受け付けています

「生産性向上人材育成支援センター」のご案内

企業の人材育成に関する「相談支援」から、課題に合わせた「人材育成プランの提案」、「職業訓練の実施」まで、企業の人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

生産性向上に必要な知識、技能及び技術等を習得できる在職者向けの訓練等さまざまな支援策を提供しています。

各種訓練のご案内（7月以降開催予定コース）

中小企業・事業主団体等の課題解決のため、従業員の方向けに知識やスキルを習得する短期間の訓練を行っております。以下のとおり7月以降開催予定のコース（一部）をご案内しますので、是非ご利用ください。

なお、各コースの詳細及びその他のコースについては、当センターのホームページをご覧ください（パンフレットをご希望の方は下記までお問合せください）。また、企業等のご要望にお応えするオーダーメイドコースも実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

【能力開発セミナー】

機械、電気・電子、建築・設備等の「ものづくり」に関連した技術的な訓練です。

コース名	日程	定員	受講料 (税込)
ARを活用した建築プレゼンテーション技法	7月29日(月),30日(火)	10	9,500円
オブジェクト指向による組込みプログラム開発技術（Java言語編）	8月7日(水),8日(木)	10	11,000円
三次元測定技術	9月3日(火),4日(水),5日(木)	6	19,500円
半自動アーク溶接技能クリニック	9月11日(水),12日(木)	10	14,000円
5Sによるムダ取り・改善の進め方	9月19日(木),20日(金)	10	8,500円

【生産性向上支援訓練】

生産管理、組織マネジメント、DX対応等、業種を問わず、生産性の向上に効果的な訓練です。

コース名	日程	定員	受講料 (税込)
事故をなくす安全衛生活動	8月23日(金)	10	3,300円
SNSを活用した情報発信	8月29日(木)	10	2,200円
表計算ソフトを活用した業務改善	9月4日(水)	10	2,200円
品質管理基本	9月12日(木)	10	3,300円
効率よく分析するためのデータ集計	9月26日(木)	10	2,200円
ファシリテーションを活用した合意形成の効率化	9月27日(金)	10	3,300円

上記コース以外にも多数のコースを用意しております。詳細はホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉）

〒263-0004 千葉市稲毛区六方町 274 番地

◆訓練第二課（能力開発セミナーに関すること） 電話：043-422-4622 FAX:043-304-2132

◆生産性センター業務課（生産性向上支援訓練に関すること） 電話：043-422-4631 FAX:043-422-4768

ホームページ：<https://www3.jeed.go.jp/chiba/poly/>

労働者の皆様へ

職場での労働条件をめぐるトラブル、ぜひご相談ください

職場において、働く方(労働者)と事業主(使用者)との間で、賃金、解雇、配置転換など、労働条件をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できない場合に、労働委員会では解決をお手伝いする「**個別的労使紛争のあっせん**」を行っています。

相談例



- ・突然、会社から解雇を言い渡され、困っている。
- ・長年パートタイマーとして働いてきたのに、突然もう来なくてよいと言われた。
- ・会社から執拗な退職勧奨を受け、精神的苦痛を感じる。

このようなトラブルを、あっせん員が労使双方の事情や主張を聴きながら、折り合えるところを見出し、解決に繋げていきます。

あっせんの特徴

- 1 **簡易**…裁判などに比べて申請の際に必要な書類が少なく、開催回数は原則 1 回です。
- 2 **迅速**…裁判などに比べて短期間で解決できます。
- 3 **無料**…手続きにかかる費用はいただきません。
- 4 労働者、使用者どちらからでも申請できます。
- 5 あっせん員 3 名が一組となって、公正・中立な立場で対応します。

Q & A

- Q あっせんの成立は法律的にどのような効果があるのですか。
- A あっせん案に合意すれば、お互いがその間に存在する争いをやめることを約束する契約が結ばれたこととなります(民法 695 条(和解))。当事者はその契約に従う義務が生じます(ただし、強制執行はできません)。
- Q 解決までにどれくらい時間がかかりますか？
- A 申請から終了まで、1 か月程度を目安としています。

【お問い合わせ先】

所属：千葉県労働委員会事務局審査調整課 (千葉県庁南庁舎 7 階)

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606

ホームページ：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/roudoumondai/kanrenhouki/kobetsu-assen/index.html>



千葉県内中小企業の働き方改革を応援します！

千葉県では、働き方改革の推進やテレワーク導入に取り組む県内中小企業を支援するため、希望する企業等に働きやすい環境づくりアドバイザーを派遣します。

■募集期限：令和7年1月31日（金曜日）まで

■支援対象：県内に事業所を有する中小企業者等

■支援内容：

①働き方改革の推進

働き方改革の推進に取り組む企業にアドバイザーを派遣し、現状分析や課題整理、取組提案、就業規則の改正などの支援を行います。（派遣回数：1社当たり最大5回まで）

②テレワーク導入支援

新たにテレワーク導入を希望する、もしくは、導入後に課題が生じている企業にアドバイザーを派遣し、テレワークの社内試行や適切な労務管理の実施に向けた支援を行います。（派遣回数：1社当たり最大5回まで、機器等の貸出あり）

※テレワークには、在宅などでの勤務だけでなく、タブレット端末やスマートフォン等のモバイル機器を利用し、出張先の現場などで業務を行う形態も含まれます。

■支援企業：①30社程度 ②15社程度 ※両支援の併用はできません。

■利用料金：無料

■申込方法：多様な働き方推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）へお申込みください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/press/2024/r6hatarakikata.html>

千葉県 令和6年度働き方改革

検索



【お問い合わせ先】

多様な働き方推進事業事務局（株式会社パソナ内）

電話：043-238-9865 Mail：chiba-hatarakikata@psona.co.jp

千葉県労働相談センター

長時間労働、賃金不払い、ハラスメント、解雇など労働問題全般について、問題解決に向けた具体的なアドバイスを無料で行います。秘密は厳守します。

■一般労働相談：

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～20時（17時以降は電話相談のみ、最終受付は19時45分）

※来所相談は要予約

■弁護士による特別労働相談：

原則毎月第1・3金曜日13時～15時（来所相談）

※要予約（前々日まで）

■働く人のメンタルヘルス特別労働相談：

原則毎月第4水曜日17時30分～19時30分（来所または電話相談）

※要予約

【URL】<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/soudan/roudoukankei/roudousoudan.html>

千葉県労働相談センター

検索



【お問い合わせ先】

千葉県労働相談センター（千葉県庁本庁舎2階）

電話：043-223-2744

千葉県外国人材活用支援事業のご案内

千葉県では、令和6年度新たに、企業向けの外国人材受入支援セミナーや、外国人留学生のための就職支援講座、双方のマッチングに向けた合同企業説明会などを開催し、中小企業における円滑な受入れや、県内での就職・定着を支援します。

このたび、外国人材活用支援事業の専用ホームページを開設いたしました。

事業専用ホームページ URL : <https://workinchiba.pref.chiba.lg.jp>



【事業内容】

- 外国人材採用定着セミナー（企業向け）
外国人雇用に関する基礎知識や留意点、外国人材の活用・職場定着のノウハウなど、外国人材の円滑な受入れや定着の促進に向けたオンラインセミナーを実施します。
- 合同企業説明会（企業向け、留学生向け）
県内中小企業と外国人留学生等の相互理解を深めるとともに、県内中小企業への就職を促進するため、合同企業説明会を開催します。
- 就職支援講座（留学生向け）
県内での就職を検討する外国人留学生等の円滑な就職を支援するため、就職活動への準備や、採用内定後における就職への準備に向けたオンライン講座を実施します。
- 県内企業職場見学会（留学生向け）
企業における職場環境や業務等への理解を深めることにより、円滑な就職活動につなげるため、外国人材が活躍する県内中小企業の職場見学会を開催します。
※詳細については決まり次第、事業専用ホームページにてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

千葉県外国人材活用支援事業事務局（アデコ株式会社内）

電話：050-4560-7575

Mail : info@workinchiba.pref.chiba.lg.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 10:00～18:00

千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内

～経営課題を解決する専門人材の確保を支援します～

「千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点」では、県内企業の経営課題を解決するため、企業と専門的な知識や技術を有するプロフェッショナル人材（プロ人材）とのマッチング支援を行っています。

拠点の担当者が企業を訪問し、豊富な経験に基づき、経営課題の整理から、必要な人材ニーズの明確化、人材会社への取りつなぎまで丁寧に支援します。

拠点への相談は無料[※]です。正社員の採用のほか、副業・兼業人材の活用も提案しています。

新規事業開拓や社内 DX 強化をお考えの企業経営者の方、人材確保にお困りの採用ご担当の方、ぜひご相談ください。

※人材会社を経由して成約した場合等、紹介手数料の支払が発生する場合があります。

プロ人材の採用で経営課題の解決へ

企業が抱える課題・ニーズ

生産性向上、 人手不足対応	生産ラインを効率化したい 自動化を進めたい
販路開拓、 新規事業	販路の拡大や海外進出をしたい 新たな事業を立ち上げたい
マーケティング 強化	製品の知名度をアップさせたい SNS 広告を強化したい
経営管理	右腕となる人材が欲しい バックオフィスを充実させたい



プロ人材

経営課題を解決し、
成長戦略を実行する人材

正社員

- ・大手企業 OB・OG
- ・部門リーダー
- ・社内 DX 推進役 etc...

副業・兼業

- ・WEB マーケティング
- ・就業規則見直し
- ・業務効率化 etc...

【お問い合わせ先】

千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点（公益財団法人千葉県産業振興センター内）

〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23 階

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）

午前 9 時～12 時 午後 1 時～5 時

電話：043-299-2903 FAX：043-299-3411

Mail：projinzai@ccjc-net.or.jp

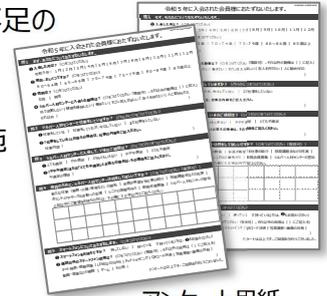
ホームページ：<https://www.chibapro.jp/>



1年生会員 127人に聞いた あなたのシニアライフは充実していますか？

シルバー人材センター（センター）は、会員たちの就業により、地域における人手不足の解消をめざしています。一方、千葉県シルバー人材センター連合会（連合会）はセンターを周知・広報するメディアを製作し、シニアのセンター入会を促進しています。

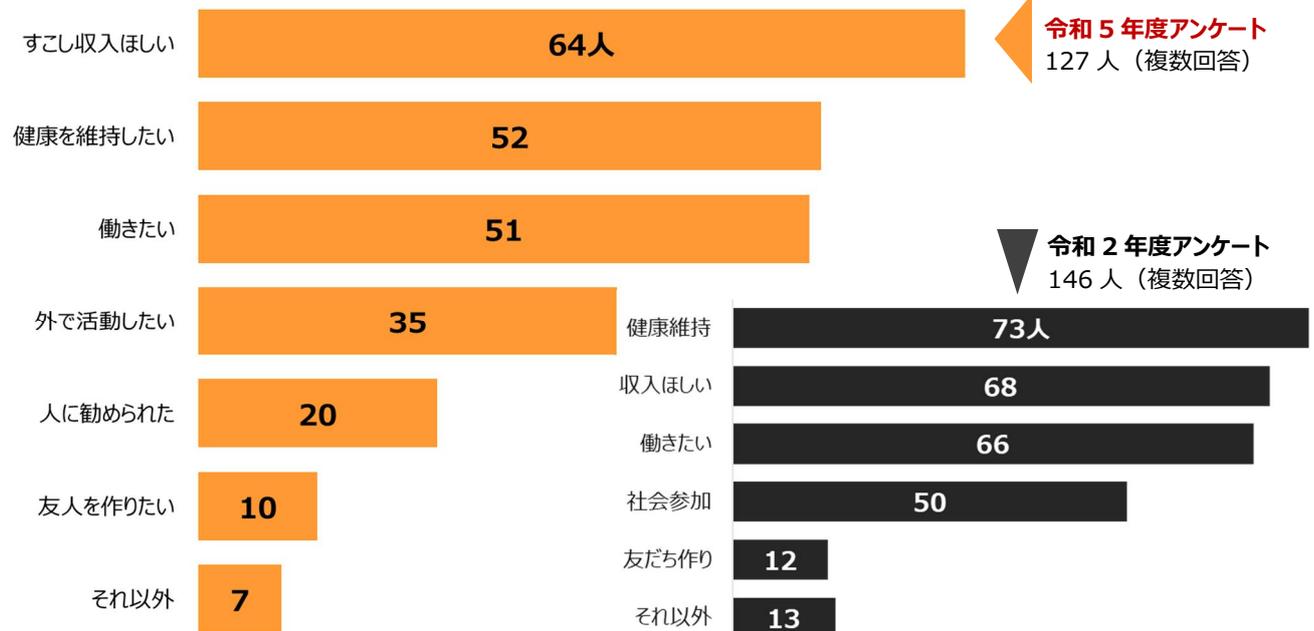
そのため連合会は、センターに入会して働きはじめた会員アンケートを定期的を実施して、メディアの開発を進めています。それでは、社会が外向きに転じた令和5年の1月から12月に入会した会員127人（男性72人、女性55人）のアンケート結果を、コロナ禍だった令和2年度入会者アンケートと比較しながらご紹介します。



アンケート用紙

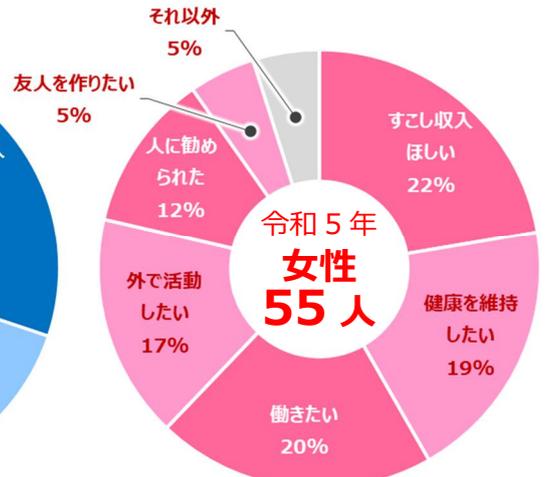
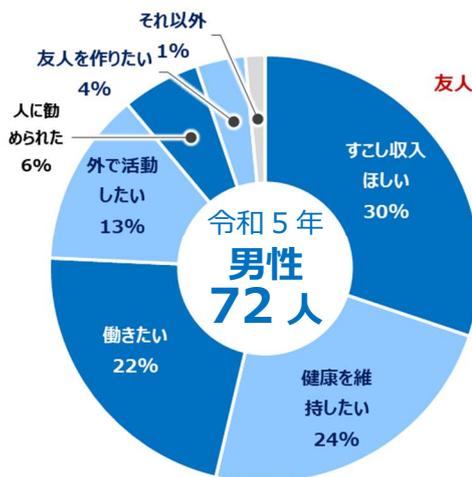
■ センターに入会した動機

働いて副収入を得て、健康に気づかしながら、社会参加をしたいから、センターに入会した。センターによせるシニアの期待を確認できるのが、下の入会動機のグラフです。



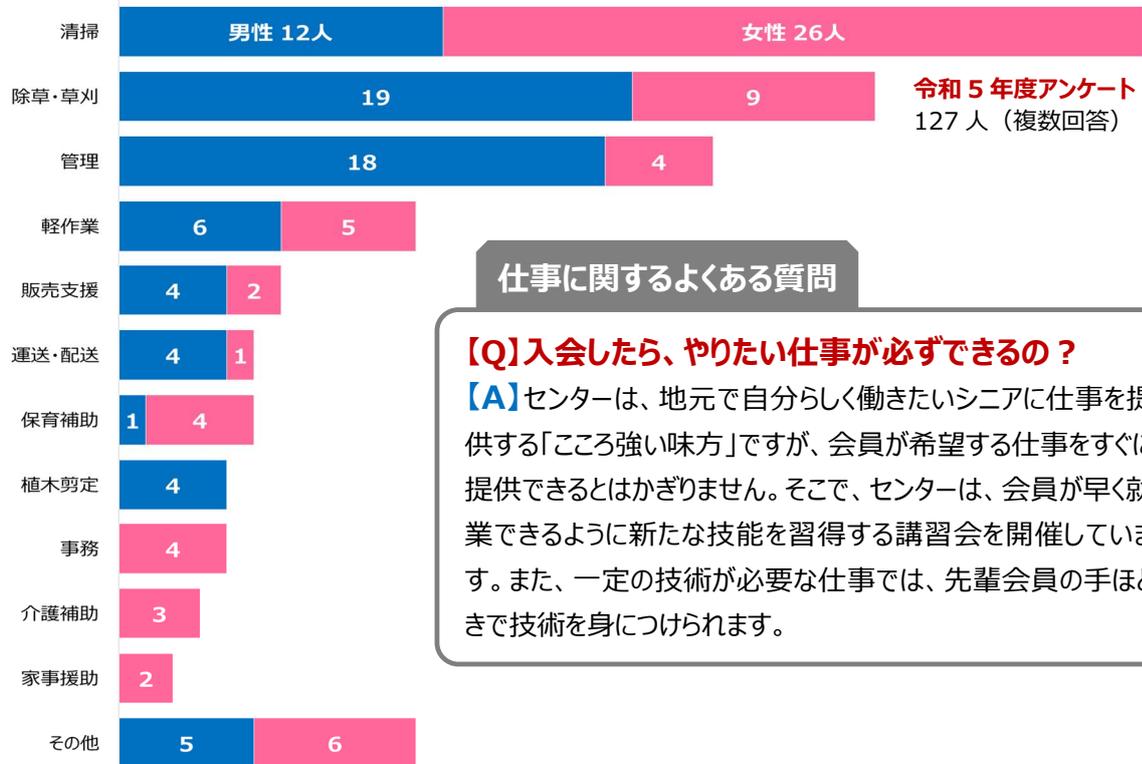
ご注目いただきたいのは、入会動機の1位と2位が入れ替わったこと。コロナ禍の令和2年度では「健康維持」が一番の関心事であったのに対し、令和5年度はアクティブに活動するため（それにして物価高騰で）「少しお金が欲しい」が入会動機の1位になったと見て取れます。この変化が次頁の入会満足度に影響をあたえています。

入会動機を性別で比較すると、シルバー人材センターへの期待が、男女で微妙に違うことが確認できます。ただし、入会した目的の「働きたい」は、男女ともほぼ同じです。



■ 働いている職種

働きはじめた127人は、職種は違っても、シニアに向けた月に10日程度、週に20時間以内の無理のない働き方で就業中です。シルバー人材センターは会員の就業チャンスを増やすため、ひとつの仕事を複数の会員で分かち合う工夫をしています。また、女性会員の就業先を増やすため、女性に向けた仕事を開拓中です。なお、就業状況は、令和2年度のアンケートとほぼ同じでした。



仕事に関するよくある質問

【Q】入会したら、やりたい仕事が必ずできるの？

【A】センターは、地元で自分らしく働きたいシニアに仕事を提供する「こころ強い味方」ですが、会員が希望する仕事をすぐに提供できるとはかぎりません。そこで、センターは、会員が早く就業できるように新たな技能を習得する講習会を開催しています。また、一定の技術が必要な仕事では、先輩会員の手ほどきで技術を身につけられます。

■ 入会して働いている、今の満足度

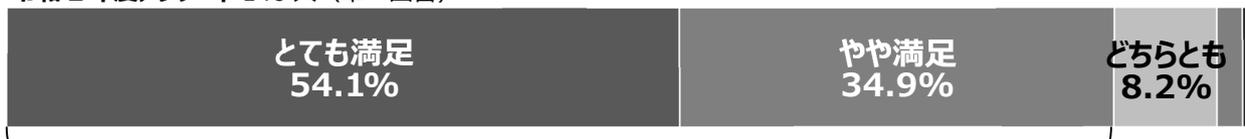
令和5年度に入会した127人の約8割が「満足」と答えています。入会して働きはじめたら、各人各様にやりがいを実感し、元気な毎日を過ごしているからに違いありません。

令和2年度より、満足度が8ポイント強下がっているのは、令和2年度は健康維持を目的に入会した人が多かったのに対し、令和5年度は副収入を得るために入会した人が多いので、このような結果になったと思われます。

令和5年度アンケート 127人（単一回答）



令和2年度アンケート 146人（単一回答）



満足度 80.3%

満足度 89%

社会が変わっても、シルバー人材センターは、地元で自分らしく働きたいシニアにとって「こころ強い味方」です。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 **千葉県シルバー人材センター連合会**

電話：043-227-5112

FAX：043-227-5197

Mail：chibaren@sjc.ne.jp

ホームページ：<https://sjc-chibaren.jp/>





県内には、魅力ある企業がたくさんあります。

この夏、様々な業界の県内企業等を広く知ってもらうための「ちば仕事体験ツアー」を、学生の方たちにお届けします。ぜひ、この機会に、県内企業等の魅力を体験してみてください。

対 象 大学・大学院・短期大学・高等専門学校等に所属する学生（全学年）、
既卒 3 年以内の方

ツアーの流れ キーワードをヒントにコースを選び、3 日間で 3 社（1 社あたり 3 時間）、千葉県内
にある企業で仕事体験に参加することができます。

【お問い合わせ先】

ちば仕事体験ツアー事務局（株式会社学情内）

受付時間 9:15-18:00（土日祝日・8/13～15・12/30～1/3 を除く）

電話 03-6775-4713

ホームページ <https://shigototaiken.pref.chiba.lg.jp>

※詳細は、ホームページをご確認の上、上記窓口までお問い合わせください。

ちば仕事体験

検索



千葉県介護業務効率アップセンターのご案内

本センターでは、県内の介護サービス事業者を対象に、介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用を含め、介護現場の業務効率を高めていくことを目指しています。

日頃の業務改善に関する悩み事や身体的負担等の多い職員の方々の業務負担の軽減について、どのような工夫ができるのかといった抽象的な相談から、実際に業務の負担を軽減する方法として何の介護ロボットを導入することが施設に適しているのか等といったすぐには解決が難しい内容であっても相談することができます。ぜひ積極的にご活用ください。

千葉県介護業務効率アップセンターでは以下の事業を行っています！

- ①各種相談 ②研修会 ③介護ロボット貸出 ④伴走支援
- ②④については今年度募集を終了しています。

詳しくはリーフレットもしくはホームページをご覧ください。

リーフレットはこちら



【お問い合わせ先】

千葉県介護業務効率アップセンター

千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビル 6 階

受付時間：平日 9:00～17:00 ※土日祝日はお休み

ホームページ：<https://chiba-kaigocenter.com>

電話：043-216-2011 Mail：kaigochiba@kaigo-center.or.jp

